

## 不利益処分に係る処分基準(条例)

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市介護保険条例(平成12年条例第26号)第32条	不正手段により保険料等の徴収を免れた場合の過料等	介護保険課

不正手段により保険料等の徴収を免れた者は、盛岡市介護保険条例第32条により過料に処するほか、申請を受けて行った保険料の徴収猶予、減免について取り消すことができるものとし、その基準を次のとおりとする。

### 1 保険料の徴収猶予、減免を取り消すことができる場合

- (1) 虚偽の理由若しくは記載内容をもって申請し、又は不正な手段により減免等を受けたとき。
- (2) 介護保険法第202条第1項に基づく調査、又は資料の提出に応じないとき。
- (3) 減免等の理由となった事実が消滅したにもかかわらず、減免者から盛岡市介護保険条例第11条第3項に基づく申告がないとき。
- (4) 前年収入額の減額更正等に伴い保険料段階が下位段階に変更になることで実質的に「減免」する利益がなくなったとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。